

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当等の処理)</p> <p>第28条の4 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び<u>決済会社又は取引参加者</u>が行う。</p> <p>7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第28条の4 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行う。</p> <p>7 (略)</p>